

公金の管理・運用Q & A

Q 1 公金とはどのようなものですか？

村上市の公金には、歳計現金・歳入歳出外現金・基金があります。(現金には預金も含みます。)

ア 歳計現金

一般会計及び特別会計に予算計上された歳入・歳出に属する現金のことです。

イ 歳入歳出外現金

法令等の規定に基づき市が保管する契約保証金や市営住宅敷金などが該当します。

ウ 基金

条例により財産の維持、資金の積立てなど特定の目的のために準備しておく資金のことです。各基金は、その目的のために必要が生じた場合は取り崩しますが、それまでは預金や債券により、できるだけ多くの運用益（利子収入）が得られるよう努めています。

Q 2 公金をどのように管理・運用していますか？

公金は、税金等市民の皆様の大切なお金です。このため、運用・管理は、地方自治法、同施行令等の規定に基づいて「最も安全かつ有利な方法」で行っています。

このうち、歳計現金と歳入歳出外現金については、預金（普通・定期）を中心としながら、支払に支障がない場合は、定期預金等で運用しています。

年間、月別、日別に資金計画を策定し、的確な収支予測を行うことで、日々の支払いに必要な資金を確保しながら、資金の有効活用を図っています。

基金については、運用可能な期間、金利情勢、基金の性質などを考慮して債券と預金で運用しています。

Q 3 どのような金融商品で運用していますか？

公金の運用については、安全性・確実性を確保するため以下の商品に限定しています。預金については、元本割れの恐れがないもの、債券については、国債・地方債等の安全性が高いものに限っています。

(1) 預金（元本の保証された商品に限る。）

ア 普通預金

イ 定期預金

(2) 債券

ア 国債、地方債

イ 政府保証債

ウ 地方公共団体金融機構債

エ 財投機関債

オ 社債（高速道路、電力債等）

Q 4 預金はどのような金融機関で運用していますか？

歳計現金、歳入歳出外現金、基金については、指定金融機関及び収納代理金融機関で、経営状況など一定要件を満たす金融機関へ預金しています。

Q 5 債券での運用はどのようにしていますか？

現在は、歳計現金と歳入歳出外現金は、債券での運用はしていません。長期で運用可能な基金については、令和 6 年度から債券で運用しています。

債券での運用は、安全性の最優先を基本原則とし、村上市公金の保管及び運用基準、村上市債券運用指針に基づき、「公金管理委員会」（委員長：村上市副市長）で検討し、運用計画を作成した上で債券運用しています。

Q 6 基金運用とはなんですか？

基金運用とは、基金として所有している資金を預貯金や債券（国債・地方債・社債等）などの運用に配分することで確実に保管・管理し、効率的に増やしていくことを言います。

Q 7 なぜ今、債券による基金運用を始めたのですか？

以下、3つの視点から債券による運用について必要性が高いと判断し、運用を始めました。

(1) 健全な財政運営に向けて

村上市は、令和 4 年度に「村上市行政改革大綱 2022」を作成し、これに基づき、様々な事業での歳出の抑制を図ってきました。

また、令和 6 年度から 8 年度までの 3 年間で「財政健全化集中取組期間」と位置づけ、徹底的に歳入・歳出の見直しに取り組んでいくこととしています。

そこで、積極的な歳入確保の取り組みの一つとして、基金の中の当面の間取り崩す予定のない資金を債券運用に回すことで、必要な住民サービスの継続的な提供に寄与したいという姿勢を示すことが市として重要なことであると考えました。

(2) 金利環境等について

超低金利の状況が続いていたことから、地方自治法第 241 条「基金は、確実かつ効率的に運用しなければならない」というルールに則り、定期預金より高い金利である債券による運用を取り入れることが必要であると考えました。

(3) 新たな社会貢献への取り組みとして

近年、地方自治体による SDG s（国連の持続可能な開発目標）の取組が注目されています。その取組の一つとして、SDG s 債や ESG 債を購入することで、資金運用を通じた SDG s、社会貢献を行う自治体が増えています。ESG 投資^(*)は今後、益々活性化していくことが予見されますので、本市もこのような債券の優先購入の検討を行ってまいりたいと考えております。

Q 8 何に基づいて債券による運用をしているのですか？

各種の法令等により運用をしています

【地方自治法】

第 2 条

14 地方公共団体は、その事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない。

第 2 4 1 条

2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

【地方財政法】

(地方公共団体における年度間の財源の調整)

第 4 条の 3

3 積立金は、銀行その他の金融機関への預金、国際証券、地方債証券、政府保証債券（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他の証券の買入れ等の確実な方法によって運用しなければならない。

(*1) 「ESG 投資とは...」

環境 (Environment) ・ 社会 (Social) ・ ガバナンス (Governance = 企業統治) に配慮している企業等を重視・選別して行う運用のこと。